

特別養護老人ホーム「**いずみの郷**」

(介護保険事業所番号 0770105609)

重 要 事 項 説 明 書

社会福祉法人 **なごみ**

特別養護老人ホーム「いずみの郷」

重要事項説明書

(令和6年10月1日現在)

1. 設置名 社会福祉法人 なごみ

2. 事業所名 特別養護老人ホーム いずみの郷
(介護保険事業者番号 0770105609)

3. 運営方針

- (1) 当施設はユニットケアを実践するにあたり、利用者1人1人の意志及び人格を尊重し、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮いたします。
- (2) 当施設の介護職員等は、要介護者の特性をふまえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事の介護、機能訓練による身体機能の維持、その他生活全般にわたる援助を行います。
- (3) 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携をはかり、総合的なサービス提供に努めるものとします。

4. サービス内容

【食 事】朝食 7:00 ~ 提供可能
昼食 12:00 ~ 提供可能
夕食 18:00 ~ 提供可能

【入 浴】週に2回以上入浴していただけます。
ただし、状態に応じ、清拭となる場合があります。

【介 護】施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。
着替え、排泄、食事等の介助
体位交換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等

【生活相談】常勤の生活相談員または介護支援専門員に、介護以外の日常生活に関することも含めて相談できます。

【健康管理】当施設では、年1回の健康診断を行います。また嘱託医による健康管理を実施いたします。

【機能訓練】日常生活動作の機能維持のために機能訓練を行います。

【理美容サービス】当施設では月に2回以上、理容師および美容師によるサービスを提供できます。料金は別途かかります。

【レクリエーション】当施設では、季節ごとの行事を行います。行事によっては、別途で参加費がかかる場合もあります。

5. 利用料金

(1) 施設利用料 (1日あたり)

※2割・3割負担については、こちらの金額に2又は3を乗じた金額になります。

要介護度	利用者負担額(1割負担)
要介護1	670円
要介護2	740円
要介護3	815円
要介護4	886円
要介護5	955円

(2)加算(1割負担)該当するもののみ

※2割・3割負担については、こちらの金額に2又は3を乗じた金額になります。

加算名称	1日又は1回	1割負担額
初期加算	1日あたり	30円
安全対策体制加算	1回あたり	20円
日常生活継続支援加算Ⅱ	1日あたり	46円
夜勤職員配置加算Ⅱ	1日あたり	18円
排泄支援加算Ⅰ	1回/月	10円
排泄支援加算Ⅱ	1回/月	15円
排泄支援加算Ⅲ	1回/月	20円
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	1回/月	3円
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	1回/月	13円
栄養マネジメント強化加算	1日あたり	11円
再入所時栄養連携加算	1回あたり	200円
退所時栄養情報連携加算	1回あたり	70円
退所時情報提供加算	1回あたり	250円
協力医療機関連携加算Ⅰ	1回/月	100円
協力医療機関連携加算Ⅱ	1回/月	5円
療養食加算	1回あたり	6円
個別機能訓練加算Ⅰ	1日あたり	12円
個別機能訓練加算Ⅱ	1月あたり	20円
個別機能訓練加算Ⅲ	1月あたり	20円
看護体制加算Ⅰ	1日あたり	4円
看護体制加算Ⅱ	1日あたり	8円
サービス提供体制強化加算Ⅰ	1日あたり	22円
サービス提供体制強化加算Ⅱ	1日あたり	18円
サービス提供体制強化加算Ⅲ	1日あたり	6円
若年性認知症入所者受入加算	1日あたり	120円
経口移行加算	1日あたり	28円
経口維持加算Ⅰ	1回/月	400円
経口維持加算Ⅱ	1回/月	100円
口腔衛生管理加算Ⅱ	1回/月	110円
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	1回/月	10円
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	1回/月	5円
新興感染症等施設療養費	1回/月	240円
認知症専門ケア加算Ⅰ	1日あたり	3円
認知症専門ケア加算Ⅱ	1日あたり	4円
認知症チームケア推進加算Ⅰ	1月あたり	150円
認知症チームケア加算Ⅱ	1月あたり	120円
ADL維持等加算Ⅰ	1回/月	30円
ADL維持等加算Ⅱ	1回/月	60円
科学的介護推進体制加算Ⅰ	1回/月	40円
科学的介護推進体制加算Ⅱ	1回/月	50円
生産性向上推進体制加算Ⅰ	1回/月	100円
生産性向上推進体制加算Ⅱ	1回/月	10円
自立支援促進加算	1回/月	280円
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	1回	月額算定した所定単位の13.6%の介護報酬総額の1割から3割

看取り介護加算Ⅰ・Ⅱ		
(1) 死亡日以前31日以上45日以下	1日あたり	72円(Ⅰ) 72円(Ⅱ)
(2) 死亡日以前4日以上30日以下	1日あたり	144円(Ⅰ) 144円(Ⅱ)
(3) 死亡日前日と前々日	1日あたり	680円(Ⅰ) 780円(Ⅱ)
(4) 死亡日	1日あたり	1280円(Ⅰ) 1580円(Ⅱ)

(3) その他、非常災害時等における介護保険制度上等の特例措置等において、増減額等の適用がある場合は、説明の上ご負担いただく場合があります。

(4) 食費 *経管栄養含む(1日あたり) 1,650円
(基準費用額) 1,445円

※負担限度額認定を受けている場合には、介護保険負担限度額認定証に記載している負担限度額となります。

区 分	負担限度額
利用者負担第1段階	300円
利用者負担第2段階	390円
利用者負担第3段階①	650円
利用者負担第3段階②	1,360円

(5) 居住費 (1日あたり) 2,150円
(基準費用額) 2,066円

※負担限度額認定を受けている場合には、介護保険負担限度額認定証に記載している負担限度額となります。

区 分	負担限度額
利用者負担第1段階	880円
利用者負担第2段階	880円
利用者負担第3段階①	1,370円
利用者負担第3段階②	1,370円

(6) 入居期間中の入院または外泊した期間の取扱い

※2割・3割負担については、こちらの金額に2または3を乗じた金額になります。

入 院 (1日あたり)	246円 (1割負担額)	ただし入院日の翌日 から6日間
外 泊 (1日あたり)	246円 (1割負担額)	ただし1ヶ月間に6 日間まで

※入院又は外泊した場合でも、居住費は本人のお部屋として確保してあるため利用者個人負担金(居住費)は頂くこととなります。

(7) その他の料金

①嗜好による献立変更を希望される場合は、その実費を申し受けます。

1食1品 300円

②理美容費

調 髪	1回あたり	実費
-----	-------	----

- ③日常生活品の購入代金等、利用者にご負担いただくことが適当であるものにつきましては、ご持参いただくか実費でのご負担となります。

洗濯料	施設内で洗濯可能な衣類等については無料ですが、クリーニングを必要とするものについては実費ご負担いただきます。
衣類	下着、パジャマ、普段着、タオル等についてはご持参いただくか、利用者負担となります。
日用品	歯ブラシ、歯磨き粉、化粧品等のご持参いただくか、利用者負担となります。
嗜好品	個人の趣味、嗜好品（菓子、タバコ、お酒等）は利用者負担となります。
教養娯楽品	個人用の新聞、雑誌等は利用者負担となります。
通信費	個人の電話代、郵送代は利用者負担となります。

- ④金銭・貴重品の管理および支払い代行費用（預かり金管理サービス）
 利用者の希望により、金銭、貴重品の管理サービスをご利用いただきます。
 利用料金：1ヶ月あたり 1,500円
 ※なお重度医療申請手続きを希望される場合は、別途1ヶ月500円いただくようになります。

(8) 支払い方法

*金融機関口座からの自動引落とし（金融機関により引落とし手数料が違います）
 当施設で用意する手続きにて、各金融機関本支店より自動引落としが可能です。
 毎月20日までに前月分の利用料請求書を送付致しますので、支払い期日前日（26日）までにご準備願います。
 ※介護保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合は、当該月の費用を全額お支払いいただきます。お支払いいただきますと、サービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を市町村の窓口へ提出しますと自己負担額（費用の1割又は3割と食費ならびに居住費）を除く金額が払い戻しされます（償還払い）。

6. 当施設の職員の構成と勤務体制

(1) 職員構成と職務

職名	職務内容	人数
施設長	施設の職員および業務を管理します。	1名
事務長	施設の職員および業務の管理補佐をします。	1名
医師	利用者の健康管理、療養上の指導を行います。	1名
生活相談員	利用者の日常生活上の相談・援助等を行います。	1名以上
管理栄養士 栄養士	利用者の栄養や身体の状態および嗜好を考慮した献立の作成、調理指導を行います。	1名以上
歯科衛生士	利用者へ専門的な口腔ケアを行い、利用者、介護職員に対して助言・指導を行います。	1名以上
介護支援 専門員	施設介護計画を作成し、施設内および他機関との連携を図ります。	1名以上
事務員	会計、庶務等の事務処理を行います。	3名以上
看護職員	医師の指示を得て、利用者の健康保持のための適切な措置をとります。	4名以上
機能訓練 指導員	医師の指示を得て、利用者の状況に応じて機能訓練を行います。	1名以上

介護職員	上司の命を受け、利用者の生活全般の介護、援助を行います。	50名以上
------	------------------------------	-------

(2) 基本勤務体制

早番	07:00 ~ 16:00
日勤	08:30 ~ 17:30
遅番	13:00 ~ 22:00
夜勤	22:00 ~ 07:00

7. 入居定員 100名 (1ユニット定員10名)

8. サービス内容に対する苦情の受付

(1) 苦情は、面接、電話、手紙等により、苦情受付担当者が随時受け付けします。

苦情受付担当者 生活相談員
 解決責任者 施設長 八島 宏一
 電話番号 024(573)7555

(受付時間 日祭日を除く 午前8時30分～午後5時30分)

また、当法人の第三者委員に直接苦情を申し出ることも出来ます。

第三者委員 齋藤 牧子
 電話番号 024(559)0743
 第三者委員 佐藤 都子
 電話番号 024(556)1001

(2) 苦情受付の報告と確認

苦情受付担当者が受付けた苦情は、苦情解決責任者と第三者委員に報告いたします。ただし、苦情を申し出た方が、第三者委員への報告を拒否した場合は、その限りではありません。第三者委員は、内容を確認し、苦情を申し出た方に対して報告を受けた旨を通知します。

(3) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情を申し出た方と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情を申し出た方は、第三者委員の助言や立会いを求めることが出来ます。なお、第三者委員立会いによる話し合いは、次により行います。

- ①第三者委員による苦情内容の確認
- ②第三者委員による解決案の調整および助言
- ③話し合いの結果や改善事項等の確認

(4) 福島県運営適正化委員会の紹介

当事業者で解決できない苦情は、福島県運営適正化委員会に申し立てることが出来ます。

事務局 〒960-8141 福島市渡利字七社宮111
 福島県総合社会福祉センター2階
 電話番号 024(523)2943

(5) 苦情処理に係る市町村及び国民健康保険連合会の窓口

福島市介護保険課介護給付係
 電話番号 024-525-6587
 国民健康保険連合会
 電話番号 024-528-0040

9. 非常災害時の対応

当施設は、火災、地震、水害等の非常災害に関して具体的な対処計画を立て、それらの非常災害に備えて、定期的に避難・救出、その他の必要な訓練を行っています。

10. 協力医療機関

- ・医療法人社団敬愛会 福島西部病院
福島県福島市東中央三丁目15
電話番号 024(533)2121 (代)

- ・医療法人社団敬愛会 福島南循環器科病院
福島県福島市方木田字辻の内3-5
電話番号 024(546)1221 (代)

- ・社会福祉法人 恩賜財団 済生会福島総合病院
福島市大森字下原田25
電話番号 024(544)5171 (代)

- ・社会医療法人福島厚生会 福島第一病院
福島市北沢又字成出16-2
電話番号 024(557)5111 (代)

- ・ふくしま心臓と血管のクリニック
福島市御山字検田60-1
電話番号 024(563)3065

11. 虐待防止のための措置

事業所は、利用者の人権擁護・虐待等の防止のための次の措置を講じるものとします。

- (1) 虐待防止に関する責任者を置き、組織的な体制の整備。
- (2) 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施。
- (3) 利用者及び家族からの苦情処理体制の整備。
- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会の設置と定期的な開催。
- (5) 虐待防止のための指針の整備。
- (6) その他虐待防止のために必要な措置。

- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者は家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村へ通達するものといたします。

12. 身体拘束の制限

事業所の職員は、施設サービスの提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録いたします。

13. その他の留意事項

(1) 契約期間

- ①利用者が要介護認定の更新で要介護者(要介護3～要介護5)と認定された場合は、文書により契約終了の申し出がない場合、自動更新となります。
- ②利用者が要介護認定の更新で要介護者(要介護1～要介護2)と認定された場合は、下記要件のいずれかに該当し、かつ、保険者へ特例申請をする事で、契約更新することができます。

- ア) 認知症である者であって、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること
- イ) 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること
- ウ) 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること
- エ) 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること

(2) 退居手続き

①利用者の都合で退居される場合

退居を希望する日の7日前までに文書でお申し出下さい。

②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ア) 利用者がほかの介護保険施設に入居した場合
- イ) 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)または要支援と認定された場合
※この場合、該当区分の有効期限内に退居していただきます。
- ウ) 利用者が要介護認定の更新で要介護者(要介護1～要介護2)と認定された場合で(1)②のア～エの要件に該当しない場合
- エ) 利用者が死亡した場合
- オ) 利用者がサービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告した日から30日を超えて支払わない場合。または利用者や家族などが当施設や当施設の従業員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、退居していただくことがあります。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。
- カ) 利用者が、病院または診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、または入院後3ヶ月を経過しても退院できないことが明らかになった場合、文書で通知の上、契約を終了させていただきます。入院後3ヶ月を経過し、再度入居を希望される場合は、改めてお申込みいただくようになります。
- キ) やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、退居していただく場合があります。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。

(3) 施設利用に当たっての留意事項

①面会

面会時間は特に定めません。ご都合の良い時間においで下さい。なお、玄関先の自動ドアは午後8時から午前8時までロックされております。ご面会の方は通用口からの出入りとなります。

また、感染防止対策によっては、面会方法が変更になることがあります。

②外出・外泊

食事準備の関係がありますので、5日前までにご連絡、または外出・外泊届けをご提出ください。

※キャンセル当日の5日前までに連絡を頂かなかつた場合は、食事代が発生します。

③喫煙・飲酒

基本的に自由となっております。喫煙については所定の場所をお願いいたします。なお、自己管理できない方および当施設で自己管理できないと判断した場合は、介護員室でお預かりさせていただき、利用者の希望により提供いたします。

④所持品の持ち込みについて

可燃物、刃物、劇薬指定物等、利用者の共同生活の場として不適切なものについての持ち込みは一切お断りいたします。

⑤施設外での受診について

当施設の嘱託医の判断により、受診および入院が必要とされた場合の送迎については無料で行います。ただし、利用者またはご家族の希望による受診は、ご家族等で送迎をお願いいたします。

⑥入院時の対応について

利用者が入院した際の付き添いその他の対応については、ご家族等でお願いいたします。

⑦施設、設備の使用上の注意

ア) 居室および共用施設・敷地は、その本来の用途に従って利用してください。

イ) 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたのにもかかわらず、施設、設備を壊したり汚したりした場合には、利用者の自己負担により現状に戻していただくか、または相当の代価をお支払いいただく場合があります。

ウ) 利用者に対するサービスの実施および安全衛生上や管理上の必要があると認められる場合は、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。ただし、その場合ご本人のプライバシー等の保護について十分な配慮を行います。

エ) 当施設の他の利用者や職員に対し、迷惑を及ぼすような行為及び宗教活動、営利活動を行うことはできません。

14. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

(1) 実施の有無 実施無し

15. 緊急時の対応方法

(1) 施設は、事故が発生した場合、または利用者の病状の急変が生じた場合等のため、配置医師および協力医療機関との連携方法及び緊急時の対応方法を定めておくものとします。また、この対応方法は定期的に見直し、必要に応じて変更するものとします。

(2) 事故が発生した場合、また、利用者に対し病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、利用者に対し応急措置、医療機関への搬送等の策を講じるとともに、すみやかに家族等および関係諸機関に事故の発生状況および今後の対応等について報告します。

(3) 施設は、サービスの提供に伴って、施設の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

(4) 施設は自己の責めに帰すべき理由がない限り、損害を賠償しません。とりわけ以下に示す場合には、その賠償責任を免れます。

①利用者または代理人が、契約締結時にその心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げずまたは不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合

②利用者または代理人が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対し、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合

③利用者の急激な体調の変化や不慮の転倒・転落等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合

④利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

(5) 利用者の身体的状況

老人性骨粗鬆症は、加齢とともにその発生率が増大し、ちょっとした動作や外力によって骨折を起こすことがあります。ご承知おきください。

特別養護老人ホーム いたずみの郷 入居にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項の説明をいたしました。

重要事項説明日

令和 年 月 日

<事業所>

所在地	福島県福島市泉字式斗蒔 17-1
名称	社会福祉法人なごみ 特別養護老人ホームいたずみの郷
代表者名	施設長 八島 宏一
説明者	職名 生活相談員
	氏名

私は、契約書及び本書面により、特別養護老人ホーム いたずみの郷 についての重要事項の説明を受け、同意いたしました。

【利用者本人】

住所
氏名

【本人家族】

住所
氏名

続柄 ()